

県南広域振興局長告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年4月17日

県南広域振興局長 田村均次

特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600843	有限会社トータルリフ ホームサービス	有限会社トータルリフ ホームサービス	北上市立花20地割25番 地6	平成24年4月22日